

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

タンス株の受入れ

Q : 今年の税制改正でタンス株の特定口座への受入れが再度認められるようになるようですが、どのような内容になるのですか？

A : みなし取得価格での受入れはできず、原則、実際の取得価額での受入れとなります。

【解説】

タンス株の特定口座への受入れは、一部を除きそのほとんどが平成16年12月31日をもって認められなくなっていますが、まだまだ受入れが進んでいないということや株券が電子化されるということなどをふまえ、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限り、再度タンス株の受入れが認められることとなります。

ただ、今回の受入れは、昨年までの取扱いと違い、実際の取得価額によらなければならないという点が大きく違います(ただし、平成15年3月31日までに名義書換えした上場株式等については、従前どおり名義書換日を取得日とする取得価額とすることもできます)。

なお、実際の取得価額がわかるものであっても昭和54年(1979年)以前に取得等をしたものについては、証券会社にデータが残っていないため、権利落ちや株式分割などによる取得価額の価格調整ができないという実態があり、実務的には昭和55年(1980年)以後に購入した上場株式等しか受入れ対象にならないのではといわれています。

